



秋の全国交通安全運動

9月21日(土)から30日(月)までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われます。

これからの季節は日暮れの早まりや秋の行楽シーズンにより、交通事故の多発が心配されます。夕暮れ時に運転する際は、早めにヘッドライトを点灯し、スピードを落として安全運転を心がけましょう。

【砂川市民を交通事故から守る一斉旗の波運動】

国道12号を通過するドライバーに交通安全を啓発する一斉旗の波運動を行います。手旗をお貸ししますので、ぜひご参加ください。

- とき 9月27日(金) 14:30～
 - ところ 買物駐車場 (AiAi 横)
- 閩生活交通係Tel 54-2121

「赤ちゃんネル」をリニューアル!

「すくすくちゃんねる」に掲載してみませんか

毎月15日号の裏表紙にお子さんの成長記録を残してみませんか? おおむね3歳くらいまでのお子さんで、お父さん・お母さんのコメント400字程度に写真を添えて下記へ申し込みください。

また、兄弟・姉妹と一緒に撮影しての応募も大歓迎です。

閩広報広聴係Tel 54-2121



スキー指導員等受検者募集

かもい岳スキー連盟では、指導員等受検者を募集します。

【SAJ公認スキー指導員】

- 資格 満21歳以上の方でSAJ公認スキー準指導員を取得後2年以上経過している方

【SAJ公認スキー準指導員】

- 資格 満18歳以上で級別テスト級別1級以上の方

【北海道認定指導員】

- 資格 満18歳以上で、級別テスト級別2級以上の方
- 年齢基準日 令和2年4月1日
- 申込 10月11日(金)までに下記へ

閩かもい岳スキー連盟 池端
Tel 090-5076-9576



新規求人情報

市内企業では、ハローワーク砂川を通じて、新規求人をお待ちしています。

募集内容

職種	年齢	求人数
歯科助手	不問	1
雪道巡回	18歳以上	1
営業	不問	1
食堂ホール(ランチタイム)	不問	1
菓子製造・販売	不問	1
焼肉店店員	不問	1

(9月6日現在)

閩ハローワーク砂川Tel 54-3147



手数料・使用料が変更になります

10月1日から、消費税法などの改正により、消費税・地方消費税率が8%から10%に引き上げられることから、市では、手数料や公共施設使用料(地域交流センターゆう、公民館など)、下水道使用料などについて、税率引き上げ相当分の料金見直しを行いますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、住民票や戸籍謄(抄)本、印鑑証明など、現行どおりの手数料や使用料もありますので、詳細は担当課、各施設などにお問い合わせください。

※新しい下水道使用料については、広報すながわ10月1日号で詳しくお知らせします。

閩財政係Tel 54-2121



水洗トイレ無料点検

9月10日の「下水道の日」に合わせ、一般住宅を対象に水洗トイレの無料点検を行いますので、希望される方は申し込みください。なお、点検の結果、修理などが必要となった場合は、実費負担となります。

- とき 9月26日(木)、27日(金)
 - 申込 9月19日(木)までに下記へ
- 閩下水道係Tel 54-2121



屋根・外壁塗装のご用命はお任せください

小さな工事でもお気軽にお電話お待ちしております



(株)加我塗装工業
晴見2条北8丁目3番7号 ☎52-3333

職業訓練指導員(塗装科) 1級塗装技能士の店

水道 についての お問い合わせは...

中空知広域水道企業団

フリーアクセス (通話料金無料) オイシイミズ

080-080-01432

TEL.53-3831 FAX.53-2126

砂川営業所(砂川市役所1階)

TEL 54-2121

料金のお支払いには、**便利な口座振替を**

10月1日から「年金生活者支援給付金制度」が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

- ①老齢基礎年金を受給しており、以下の要件をすべて満たす方
 - ・65歳以上である
 - ・世帯員全員が市民税が非課税となっている
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており、以下の要件を満たす方
 - ・前年の所得額が約462万円以下の方

請求手続き

- ▶平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。
- ▶平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方

対象の年金の請求手続きと併せて年金事務所または市で請求手続きをする必要があります。4月2日以降に対象の年金の請求手続きのみを行った場合、給付金のご案内は届きませんので、年金事務所または市へお問い合わせください。

給付額

給付額は、給付金種別によって異なります。請求書の宛名面裏側赤枠内に見込額（月額）が記載されていますのでご確認ください。

【厚生労働省「年金生活者支援給付金制度」特設ページ】

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>



【年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときにはお電話ください】

給付金専用ダイヤル：0570-05-4092（ナビダイヤル）

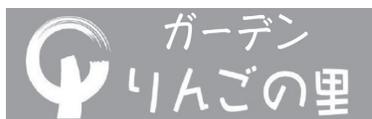


日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内が来たらご注意ください！
日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

☎年金事務所TEL 28-9002 または戸籍年金係TEL 54-2121



快適な居住空間の中、お食事や趣味の時間を楽しくお過ごしいただけます



サービス付き高齢者向け住宅

「安心」に支えられた「自由」な暮らしを
りんごの里グループが支えます

【お問い合わせ】

晴見3条北8丁目3番5号

☎ 52-3650

↓ 1人部屋 12帖、2人部屋 20帖



※個室満床・夫婦部屋1室あります

↑リビング

10月1日
から!

幼児教育・保育の無償化が始まります

幼稚園や保育所などを利用する3～5歳のすべての子どもの利用料が無償化されます。

※無償化には上限があります。また、含まれない費用があります。
※0～2歳の子どもは市民税非課税世帯が対象です。

生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼稚園、保育所、認可外保育施設などを利用する3～5歳のすべての子どもの利用料が10月1日から無償化されます。併せて、市民税非課税世帯の0～2歳の子ども利用料も無償化されます。



1 幼稚園、認可保育所などを利用する子ども

3～5歳 すべての子どもの利用料が無償化

※私学助成幼稚園は月額 25,700 円まで利用料が無償化

- ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。ただし、幼稚園については、満3歳から無償化の対象となります。
- ・通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- ・認可保育所（市立保育所など）や施設型給付幼稚園（天使幼稚園など）の場合は、手続きの必要はありません。
- ・私学助成幼稚園の場合は、子ども保育係で手続きが必要になります。

0～2歳 市民税非課税世帯の子ども利用料が無償化

ストーブの分解整備の事ならお任せ下さい!

石油ストーブ、給湯ボイラー、暖房ボイラーなどの石油燃焼機器の修理・分解掃除・不凍液交換の事ならお任せ下さい。全機種、各メーカーを問わず対応致しますのでお電話下さい。また、お引越しの際のストーブ、エアコンの取り外し、取付工事も承ります。

有限会社 空知空調
東4条南18丁目1-37

☎ 54-1695

まだまだ元気に働きたい! そんな想いをお持ちの方は...



シルバー会員大募集!!

砂川市

シルバー人材センター

西7条北4丁目1-1 (総合福祉センター内)

☎ 52-4159

【休—ムベ—ク】

<http://webcs.sjc.ne.jp/sunagawa/>

2 幼稚園の預かり保育を利用する子ども

3～5歳 保育の必要性のある子どもの利用料が月額 11,300 円まで無償化

※満 3 歳の市民税非課税世帯の子どもは、月額 16,300 円まで無償化

- ・子ども保育係で手続きが必要になります。

3 認可外保育施設などを利用する子ども

(一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など)

3～5歳 保育の必要性のある子どもの利用料が月額 37,000 円まで無償化

※0～2歳の市民税非課税世帯の子どもは、月額 42,000 円まで無償化

- ・子ども保育係で手続きが必要になります。

4 障がい児通園施設などを利用する子ども (児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援および保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)

3～5歳 すべての子どもの利用料が無償化

- ・無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校就学前までの 3 年間です。
- ・幼稚園、認可保育所などと併用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

【無償化対象一覧】

	認可保育所 など	施設型給付幼稚園など		私学助成幼稚園		認可外保育施設 など (B)
		教育	預かり保育 (B)	教育 (B)	預かり保育 (B)	
3～5歳	無償	無償	上限 11,300 円 /月	上限 25,700 円 /月	上限 11,300 円 /月	上限 37,000 円 /月
満 3 歳 (A)	—	無償	—	上限 25,700 円 /月	—	—
市民税非課税世帯の 満 3 歳 (A)	—	無償	上限 16,300 円 /月	上限 25,700 円 /月	上限 16,300 円 /月	—
市民税非課税世帯の 0～2歳	無償	—	—	—	—	上限 42,000 円 /月

(A) 3 歳になった日から最初の 3 月 31 日までにある子ども

(B) 無償化にあたり、子ども保育係で手続きが必要

園子ども保育係 54・2121

【無償化後の副食費】 4,000 円 / 月

(月額 4,500 円から 10% 軽減)

・**第 2 子は半額、第 3 子は無料になります。**

- ・年収 360 万円未満相当世帯の子どもは、副食費免除対象であるため負担はありません。
- ・0～2 歳の子どもは、主食費・副食費共に現行どおり保育料に含まれます。

市立保育所の副食費が軽減されます

現在、3～5歳の保育所を利用する子どもの副食費（おかず・おやつなど）は、保育料の一部として保護者の皆さんに負担いただいています。（月額 4,500 円）

10 月 1 日以降も引き続き副食費は負担いただきますが、これまでは副食費が含まれた保育料に対して独自の軽減策を実施しており、これを踏まえ、無償化後は副食費に対し独自の軽減策を実施します。